

みなとSDGsパートナー登録制度

Q & A



国土交通省港湾局は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

令和4年7月
国土交通省港湾局

(ver. 2_R4.8.17)

※内容は必要に応じて随時更新します。

【更新履歴】

R4. 8. 17

- ・ Q3-1 の港湾局ウェブサイトを修正
- ・ Q3-4 の申請先メールアドレスを修正
- ・ Q3-8 のウェブサイト公表内容の表現を適正化

目次

【SDG s 全般について】

Q 1 SDG s とは何ですか。	5
-------------------------	---

【みなと SDG s パートナー登録制度について】

Q 2-1 「みなと SDG s パートナー登録制度」の目的は何ですか。	5
Q 2-2 登録を受けることによるメリットは何ですか。	5
Q 2-3 登録を受けることによってどのような効果が期待できますか。	6
Q 2-4 港湾局のウェブサイトについて自社のウェブサイトからリンクを張っても良いですか。	6
Q 2-5 本登録を受けた者への支援措置（例えば補助金や総合評価落札方式における加点等の 入札契約上の優遇措置）はありますか。	6
Q 2-6 登録を受ければ「SDG s 達成に向けた取組をしている」ことになりますか。	6
Q 2-7 既に市町村等による SDG s 登録・認証制度があるのに、なぜ本登録制度を創設したの ですか。	7

【申請について】

Q 3-1 申請に必要な書類は何ですか。	7
Q 3-2 申請できる対象者は誰ですか。	7
Q 3-3 複数の支社等がある場合、どのように申請すれば良いですか。	7
Q 3-4 申請書の提出方法はどうすれば良いでしょうか。	7
Q 3-5 申請書はどのような形式で提出すれば良いですか。	8
Q 3-6 申請書を郵送又は持参等、電子メール以外の方法で申請することはできますか。	8
Q 3-7 申請書には押印は必要ですか。	8
Q 3-8 港湾局のウェブサイトではどのような情報が公表されますか。	8
Q 3-9 なぜ申請した取組内容を公表するのですか。	8
Q 3-10 港湾局のウェブサイトにて各社の情報が公表されるのはいつ頃ですか。	8
Q 3-11 申請にあたり費用はかかりますか。	8
Q 3-12 1年間の登録のスケジュールを教えてください。	8
Q 3-13 申請から登録までどれくらいかかりますか。	9
Q 3-14 登録が完了した場合、いつ連絡がありますか。	9
Q 3-15 申請書について審査はありますか。また申請内容によっては登録されないことがあ りますか。	9
Q 3-16 登録の有効期間はありますか。	9
Q 3-17 様式第4号による報告を怠った場合どうなりますか。	10
Q 3-18 登録の更新はどのように行うのですか。	10
Q 3-19 申請した目標が達成できなかった場合、登録を取り消されり更新が拒否されたりす	

	ることはありますか。	10
Q 3 - 2 0	登録後に取り組み内容や目標を変更できますか。	10

【様式第 1 号について】

Q 4 - 1	SDGs 達成に向けた取組について自社のウェブサイト又は会社案内等に掲載していることが求められていますが、登録された後で掲載する予定でも申請できますか。 .	10
Q 4 - 2	SDGs 達成に向けた取組についてなぜ自社のウェブサイト又は会社案内等に掲載する必要があるのですか。	10
Q 4 - 3	「自社のウェブサイト又は会社案内等」には、ブログや Facebook、Instagram、定期的な発行する社内報は含まれますか。	11
Q 4 - 3	自社のウェブサイトには、CSR の取組を掲載しておりますが、SDGs との関係については特に言及していません。実質的に SDGs 達成に資する取組なので、これでも良いですか。	11
Q 4 - 4	自社のウェブサイト等には、様式 1 に記入する数値目標も掲載する必要がありますか。	11
Q 4 - 5	登録申請は支店等毎に行いますが、ウェブサイトが本社にしかない場合は要件を満たさないことになりますか。	11
Q 4 - 6	SDGs 達成に向けた重点的な取組は、環境、社会、経済の 3 側面に分けて書かなければいけませんか。	11
Q 4 - 7	自社で行っている取組が、環境、社会、経済の 3 側面のどれに当てはまるかどのように判断すれば良いでしょうか。	11
Q 4 - 7	2030 年に向けた指標は数値目標でなければいけませんか。	12
Q 4 - 7	2030 年に向けた指標は、国の掲げる目標以上であるなど、一定の基準以上である必要があるのでしょうか。	12

【様式第 2 号について】

Q 5 - 1	「具体的な取組」欄にこれから取り組む内容を書いても良いですか。	12
Q 5 - 2	「主な SDGs (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」は何を意味しているのですか。	12
Q 5 - 3	「主な SDGs (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」の数字の中に、例えば「8」の他「8.5」などの表示がありますが、この少数以下の数字は何を意味しているのですか。	13
Q 5 - 4	「主な SDGs (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」の数字は変えても良いのですか。	13
Q 5 - 5	様式第 2 号のチェック項目はどのように決めたのですか。	13
Q 5 - 6	様式第 2 号のチェック項目に関する具体的な取組は全て記載する必要がありますか。	13

【その他】

- Q 6 - 1 シンボルマークの使用にルールはありますか。 14
- Q 6 - 2 交付を受けた登録証はコピーして掲示しても良いですか。 14

【SDG s 全般について】

Q 1 SDG s とは何ですか。

A 1 持続可能な開発目標 (SDG s : Sustainable Development Goals) とは、2015 年に国連本部において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核文書であり、17 のゴール (目標) と 169 のターゲット等から構成されています。先進国・途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面の観点から持続可能な開発を統合的取組として推進し、SDG s の達成に向けた取組を進めることが求められています。

なお、詳細は国連広報センターのウェブサイトに掲載されていますのでご参照ください。

<国連広報センターウェブサイト URL>

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

【みなと SDG s パートナー登録制度について】

Q 2-1 「みなと SDG s パートナー登録制度」の目的は何ですか。

A 2-1 SDG s は、社会、経済、環境面の幅広い課題の統合的な解決を目指すものであり、ルールや義務ではないものの、消費者や取引先との関係、ESG 投資 (Environment, Social, Governance) 等の資金調達、採用活動等の様々な側面で SDG s の取組状況が問われるなど、企業価値の向上と競争力の強化のため重要なツールとなっています。

港湾運送事業者や港湾建設業者等の港湾関係企業においても、SDG s 達成に資する取組に向けた機運が高まってきていますが、その一方で、中小企業では SDG s の認知度が低く、具体的な取組方法が分からない等の課題があるとの調査結果もあります。

また、地方創生の観点から地域毎に SDG s 達成に向けた取組を普及促進するための制度が数多く創設されていますが、特定の分野を対象として全国共通で取り組むことができる制度はありませんでした。

このため、本登録制度を通じて、港湾関連企業等が行う事業活動等の取組と SDG s の関連性について「気づき」を促すとともに、その取組を「見える化」することにより、SDG s の普及促進と取組の更なる推進を図り、ひいては我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に資することを目的として創設したものです。

Q 2-2 登録を受けることによるメリットは何ですか。

A 2-2 港湾局のウェブサイトにおいて登録企業等の取組内容を紹介します。

また、登録証の交付及び登録企業等だけが使用できるシンボルマークを提供しますので、一定の客観性のある形で SDG s 達成に資する取組を様々な利害関係者に PR することが可能となります。

Q 2-3 登録を受けることによってどのような効果が期待できますか。

A 2-3 登録企業等が SDG s 達成に資する取組を推進し、港湾局のウェブサイトにおいて取組を公表したり、シンボルマークを使用した広報活動を行ったりすることにより、次の効果が期待できると考えています。

- ✓ 事業者のブランディング・イメージ向上
- ✓ 人材確保・育成、従業員のモチベーションアップ
- ✓ 経営リスク管理
- ✓ 新たな事業機会の創出
- ✓ ステークホルダーとの連携

Q 2-4 港湾局のウェブサイトについて自社のウェブサイトからリンクを張っても良いですか。

A 2-4 構いません。申請等の手続きは不要です。

Q 2-5 本登録を受けた者への支援措置（例えば補助金や総合評価落札方式における加点等の入札契約上の優遇措置）はありますか。

A 2-5 本登録を受けたことにより受けられる補助金や入札契約上の優遇措置はありません。

本登録制度上、登録は任意であることを前提としており、SDG s 達成に資する取組が行われていても登録申請を行わないことも想定されます。

一方、補助金や入札契約上の優遇措置を講じた場合、登録しないことにより登録した者より不利な扱いを受ける状況が生じうるため、結果として登録の任意性を阻害することが危惧されます。このため、本制度の趣旨を踏まえ、これらの措置を講じないこととしたものです。

Q 2-6 登録を受ければ「SDG s 達成に向けた取組をしている」ことになりますか。

A 2-6 本登録制度は、申請を通じて自社の事業活動と SDG s の関係性について「気づき」を得るとともに、その取組を「見える化」するためのきっかけとなることを期待して創設したものであり、登録企業等の取組を認証するものではありません。従って、申請により得られた「気づき」や「見える化」はあくまでも SDG s 達成に資する取組の第一歩であり、申請内容を踏まえた具体的なアクションを起こす必要があります。

Q 2 - 7 既に市町村等による SDG s 登録・認証制度があるのに、なぜ本登録制度を創設したのですか。

A 2 - 7 市町村等による登録・認証制度は、地方創生の観点から実施されているものであり、あくまでも一定の地域に限定した制度です。また、制度の内容にも地域差があり、例えば本社所在地等の要件を満たさないため登録・認証制度に参加できない場合もあります。

これを踏まえ、港湾局においては、地域を問わず、我が国港湾及び港湾関係産業の魅力向上と将来にわたる持続的な発展に貢献するため、全国の港湾関係企業等による SDG s に資する取組を支援する制度を創設したものです。

なお、本登録制度も市町村等の登録・認証制度も、最終的な目標は持続可能な社会の実現であるという点において同じであり、必ずしも両方の登録制度に登録しなければならないという訳ではなく、各事業者等の判断により、各々の事情やニーズに適した制度が選択されるものと考えます。

【申請について】

Q 3 - 1 申請に必要な書類は何ですか。

A 3 - 1 申請には様式 1 ～ 3 の提出が必要です。様式は港湾局のウェブサイトに掲載しています。

<港湾局ウェブサイト URL>

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000047.html

Q 3 - 2 申請できる対象者は誰ですか。

Q 3 - 2 港湾の整備、利用、保全、管理及び運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主であって、SDG s の達成に向けた取組を実施している、又は取り組む意欲があり、目指している SDG s のゴールが明確である者が対象となります。なお、役員等が暴力団等の反社会的勢力である等、社会通念上登録するにふさわしくないと判断される事由がある場合は欠格とします。

Q 3 - 3 複数の支社等がある場合、どのように申請すれば良いですか。

A 3 - 3 複数の支社等がある場合、支社毎に地域の事情に応じた取組が行われることが想定されるため支社等毎の申請を推奨しますが、申請者の事情や取組内容に応じて本社にて一括して登録することも可能です。

Q 3 - 4 申請書の提出方法はどのようにすれば良いでしょうか。

A 3 - 4 申請書は、募集期間中に電子メールにより提出してください。メールアドレスは以下の通りです。

<受付用メールアドレス> hqt-gikikasdgs@gxb.mlit.go.jp

Q 3-5 申請書はどのような形式で提出すれば良いですか。

A 3-5 様式2はエクセル形式、それ以外の様式はワード形式で提出してください。
なお、PDF形式等に変換したり、プリントアウトしたものに手書きした申請書は受け付けることができません。

Q 3-6 申請書を郵送又は持参等、電子メール以外の方法で申請することはできませんか。

A 3-6 電子メール以外の方法は受け付けることができません。但し、会社案内等の印刷物を提出する場合は、申請書提出時にメールにてその旨記載していただいた上で、別途郵送させていただきますようお願いいたします。

Q 3-7 申請書には押印は必要ですか。

A 3-7 押印は不要です。

Q 3-8 港湾局のウェブサイトではどのような情報が公表されますか。

A 3-8 様式1の1枚目(企業・団体名、所在地、ウェブサイト URL、SDGs 達成に向けた重点的な取組、2030年に向けた指標等)と、様式2をそのまま掲載します。

Q 3-9 なぜ申請した取組内容を公表するのですか。

A 3-9 SDGs 実施指針(SDGs 推進本部決定)において、透明性と説明責任が求められていることを踏まえ、登録内容や取組状況について公表と定期的な自己評価(1年に1回)を求めることとしたものです。

また、SDGs 達成に資する取組を対外的に PR することで、港湾関係企業等全体のイメージアップにつながることや、まだ SDGs 達成に資する取組が行えていない企業等がこれに取り組みようとする際に参考としていただくことにより、本制度の普及促進が図られることを期待しているものです。

Q 3-10 港湾局のウェブサイトにて各社の情報が公表されるのはいつ頃ですか。

A 3-10 概ね登録から1ヶ月を目途に公表します。

Q 3-11 申請にあたり費用はかかりますか。

A 3-11 無料です。

Q 3-12 1年間の登録のスケジュールを教えてください。

A 3-12 原則として、4月、7月、10月、1月の年4回の募集を予定しています。

なお、募集期間は約2ヶ月、審査期間は約1ヶ月を予定しておりますので、例えば7月に募集を開始するものは、募集期間が7月～8月、審査期間が9月上旬～下旬、登録日は9月末というイメージです。具体的な日程については港湾局のウェブサイトでご確認ください。

Q3-13 申請から登録までどれくらいかかりますか。

A3-13 申請のタイミングによりますが、募集期間と審査期間合わせて最長3か月間であるため、最長で3か月程度かかります。なお、申請内容に修正等がある場合は、審査期間中に申請時に登録いただいた連絡先に連絡させていただきます。

Q3-14 登録が完了した場合、いつ連絡がありますか。

A3-14 審査期間において審査が完了し、登録可能であることが確定した時点で申請者に対して電子メールにてその旨を連絡します。

Q3-15 申請書について審査はありますか。また申請内容によっては登録されないことがありますか。

A3-15 次の要件を満たしていれば原則として登録します。なお、申請内容について目標や取組内容自体の評価は行いませんが、虚偽、不正の有無や取組実態について必要に応じて申請者に照会しつつ一定の審査を行い、その結果を踏まえて登録の可否を判断します。

- ✓ 港湾の整備、利用、保全、管理及び運営に関する事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主であること
- ✓ 環境・社会・経済の3側面の取組及び目標が設定されていること
- ✓ SDGs達成に向けて、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されていること
- ✓ 自社ウェブサイト又は会社案内等において、SDGs達成に向けた取組について公表していること
- ✓ 申請者及び申請者の役員等が反社会的勢力又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ✓ その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録することがふさわしくないと判断される事由がないこと

Q3-16 登録の有効期間はありますか。

A3-16 有効期間は登録から3年間です。なお、1年に1回、登録した取組の進捗状況について自己評価を行っていただいた上で、様式第4号により取組の進捗状況をご報告いただく必要があります。このため、登録企業等ご自

身において進捗状況の的確な確認、管理をお願いいたします。

Q 3 - 1 7 様式第 4 号による報告を怠った場合どうなりますか。

A 3 - 1 7 所定の時期までに報告されなかった場合、活動状況及び登録継続希望の有無について個別にお伺いした上で、登録継続を希望しない場合及び取り組みの実態がないと判断された場合は登録を取り消すことがあります。

なお、登録を取り消した場合、登録証やシンボルマークの使用ができなくなります。

Q 3 - 1 8 登録の更新はどのように行うのですか。

A 3 - 1 8 登録の有効期間が満了する 3 ヶ月前頃を目途に、初回申請と同様の手続きを行う予定ですが、対象者には改めて更新方法等についてご案内いたします。

Q 3 - 1 9 申請した目標が達成できなかった場合、登録を取り消されり更新が拒否されたりすることはありますか。

A 3 - 1 9 目標はあくまでも取組の進捗状況を自己評価するためのものですので、未達成であることのみをもって登録を取り消したり更新を拒否したりすることはありません。

Q 3 - 2 0 登録後に取り組み内容や目標を変更できますか。

A 3 - 2 0 登録事項変更届（様式第 5 号）を提出していただければ、随時変更可能です。

【様式第 1 号について】

Q 4 - 1 SDGs 達成に向けた取組について自社のウェブサイト又は会社案内等に掲載していることが求められていますが、登録された後で掲載する予定でも申請できますか。

A 4 - 1 申請時点で自社のウェブサイトや会社案内等に掲載されていることが必要です。

Q 4 - 2 SDGs 達成に向けた取組についてなぜ自社のウェブサイト又は会社案内等に掲載する必要があるのですか。

A 4 - 2 本登録制度は、港湾関係企業等による SDGs 達成に資する取組を「見える化」し、これらの具体的な取組を業界全体に普及させることも目的の一つであるため、登録企業等が自ら情報発信を行うことで、多くの関係者に伝えることを期待したものです。

Q 4-3 「自社のウェブサイト又は会社案内等」には、ブログや Facebook、Instagram、定期的な発行する社内報は含まれますか。

A 4-3 公表する媒体としては、SDGs 達成に向けた取組が恒常的に発信できるものであることを求めます。媒体の種類を問わず、一過性を有する発信の仕方はこれに該当しませんのでご留意願います。例えば、ウェブサイトであっても「お知らせ」や「新着情報」等一過性を有する場所に掲載するのではなく、バナーを設置するなどして SDGs 達成に向けた取組が常時分かるように発信してください。

Q 4-3 自社のウェブサイトには、CSR の取組を掲載しておりますが、SDGs との関係については特に言及していません。実質的に SDGs 達成に資する取組なので、これでも良いですか。

A 4-3 CSR の取組が結果的に SDGs 達成に貢献することは多々あると承知しておりますが、あくまでも社会全体において幅広く共有している SDGs と登録企業等における事業活動との関係を明確に関連付けることが本登録制度の趣旨ですので、CSR の取組のみの掲載だけでは登録要件を満たしません。あくまでも登録企業等として、SDGs のどのゴールの達成に資する取組が行われているのかについて明確に発信していただく必要があります。

Q 4-4 自社のウェブサイト等には、様式 1 に記入する数値目標も掲載する必要がありますか。

A 4-4 SDGs のどのゴールに資する取組を実施するのかについては自社のウェブサイト等に掲載する必要がありますが、数値目標や進捗状況は必須ではありません。

Q 4-5 登録申請は支店等毎に行いますが、ウェブサイトが本社にしかない場合は要件を満たさないことになりますか。

A 4-5 本社のウェブサイトに出社等支社等で取り組む内容が含まれていれば問題ありません。

Q 4-6 SDGs 達成に向けた重点的な取組は、環境、社会、経済の 3 側面に分けて書かなければいけませんか。

A 4-6 環境、社会、経済の 3 側面全てに関わる取組を実施していることが登録の要件になりますので、3 側面全てに関わることを分かるように記載してください。なお、1 項目で複数の側面を満たすことも可能です。

Q 4-7 自社で行っている取組が、環境、社会、経済の 3 側面のどれに当てはまる

かどのように判断すれば良いでしょうか。

A 4-7 以下の図を目安として、個別にご判断願います。但し、あくまでも目安ですので、これと異なる形で申請することを妨げるものではなく、当該取組の内容に応じてご判断ください。

【図：様式第1号における3側面と具体的な取組み及びゴールの関係】

区分	具体的な取組	ゴール
環境	省エネ、再エネ、低炭素、3R等	    
社会	人材育成、働き方改革等	      
経済	生産性向上、安定的な雇用等	    

Q 4-7 2030年に向けた指標は数値目標でなければいけませんか。

A 4-7 数値目標を設定することにより、より具体的なアクションにつながる事が期待されることから、原則として数値目標を設定してください。

Q 4-7 2030年に向けた指標は、国の掲げる目標以上であるなど、一定の基準以上である必要があるのでしょうか。

A 4-7 一律の基準の設定は港湾関係企業が自己で目標を設定し、評価いただく本登録制度には馴染まないため、設定しておりません。

【様式第2号について】

Q 5-1 「具体的な取組」欄にこれから取り組む内容を書いても良いですか。

A 5-1 これから取り組むことでも結構です。但し、いわゆるSDGsウォッシュ（見せかけ）になることを避けるためにも、冒頭に【予定】と記載した上で可能な限り具体的な開始時期を付記してください。（「〇年〇月取組開始」「〇年〇月までに着手」など）

Q 5-2 「主なSDGs（17ゴールと169ターゲット）関連項目」は何を意味しているのですか。

A 5-2 申請者が「具体的な取組」を記入し、その内容を実践することで、その取

組が SDGs の 17 のゴールのどの項目の達成に貢献するものなのかを知ることができるよう簡易的に整理したものです。申請者の取組みと貢献できる SDGs のゴールの関係性について「気づき」を得るために、ご活用ください。

Q 5 - 3 「主な SDGs (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」の数字の中に、例えば「8」の他「8.5」などの表示がありますが、この少数以下の数字は何を意味しているのですか。

A 5 - 3 例えば「8」というのは、申請者が当該項目の取組みを進めることで、17 のゴールのうち、ゴール 8 の達成に向けて貢献できるということを表示しています。また「8.5」の場合は、ゴール 8 のうち、ターゲットとしてより細分化されている項目の達成に貢献するということを表示しています。

なお、SDGs の取組を進めるうえで 17 のゴールだけではなく、169 のターゲットの内容を理解し、意識して取組を進めていくことが非常に重要であると考えております。169 のターゲットの詳細は国連広報センターのウェブサイトに掲載されていますのでご参照ください。

Q 5 - 4 「主な SDGs (17 ゴールと 169 ターゲット) 関連項目」の数字は変えても良いのですか。

A 5 - 4 あくまでも標準的なゴール及びターゲットを記載したものです。申請者の業種や業態、具体的な取組内容に応じて貢献できるゴールやターゲットの関連性を分析・整理していただくきっかけとして活用していただくことを想定しておりますので、変えていただいて構いません。

Q 5 - 5 様式第 2 号のチェック項目はどのように決めたのですか。

A 5 - 5 経済産業省関東経済産業局が取りまとめた「SDGs に取り組む地域の中堅・中小企業等を後押しするための新たな仕組み(支援モデル)」を参考として、SDGs 達成の観点で港湾関係企業等が市場や社会から期待される基本的な事項を取りまとめたものです。

Q 5 - 6 様式第 2 号のチェック項目に関する具体的な取組は全て記載する必要がありますか。

A 5 - 6 チェック項目については、より多くの事項を記載していただきたいと考えておりますが、「人権・労働」「環境」「製品・サービス」「社会貢献・地域貢献」「組織体制」の 5 つのカテゴリについて、それぞれ 1 つ以上の項目を記載していただければ登録可能です。

【その他】

Q 6 - 1 シンボルマークの使用にルールはありますか。

A 6 - 1 別途「みなと SDG s パートナー登録マーク使用要領」を定めておりますので、当該要領にて定めたルールに従って使用してください。

Q 6 - 2 交付を受けた登録証はコピーして掲示しても良いですか。

A 6 - 2 登録企業等であることや制度の PR に資する目的であればコピーして掲示していただいても構いません。

以上